

やまなしGAP

～導入の手引き～

果樹・野菜



山梨県農政部

やまなしGAP ～導入の手引き～

策定にあたって

本手引きは、農林水産省の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に完全準拠した山梨県GAP(農業生産工程管理)手法導入基準に基づいたGAP(通称:やまなしGAP)に取り組む生産者や生産団体が、GAPを実践する際の参考にするために作成しました。やまなしGAPに取り組む、県による認証を受けようとする生産者は、本手引きに記載された取組事項をすべて実施することが必要となります。

なお、やまなしGAPの認証を受けることで、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会組織委員会が示す「持続可能性に配慮した調達コード」のうち「持続可能性に配慮した農作物の調達基準」を満たすことができます。

手引きの構成

- 1 農業生産工程管理(GAP)とは
- 2 手引きの構成
- 3 やまなしGAP取組項目(チェックシート)
- 4 解説(項目、具体的な取組内容、取組の確認事項)
 - ①食品安全を主な目的とする取組 (項目No.1～15)
 - ②環境保全を主目的とする取組 (項目No.16～23)
 - ③労働安全を主な目的とする取組 (項目No.24～26)
 - ④農業生産工程管理の全般に係る取組 (項目No.27～33)
- 5 参考資料(①～④の中で参考にしている資料を掲載)
- 6 やまなしGAPの推進

GAPの導入効果

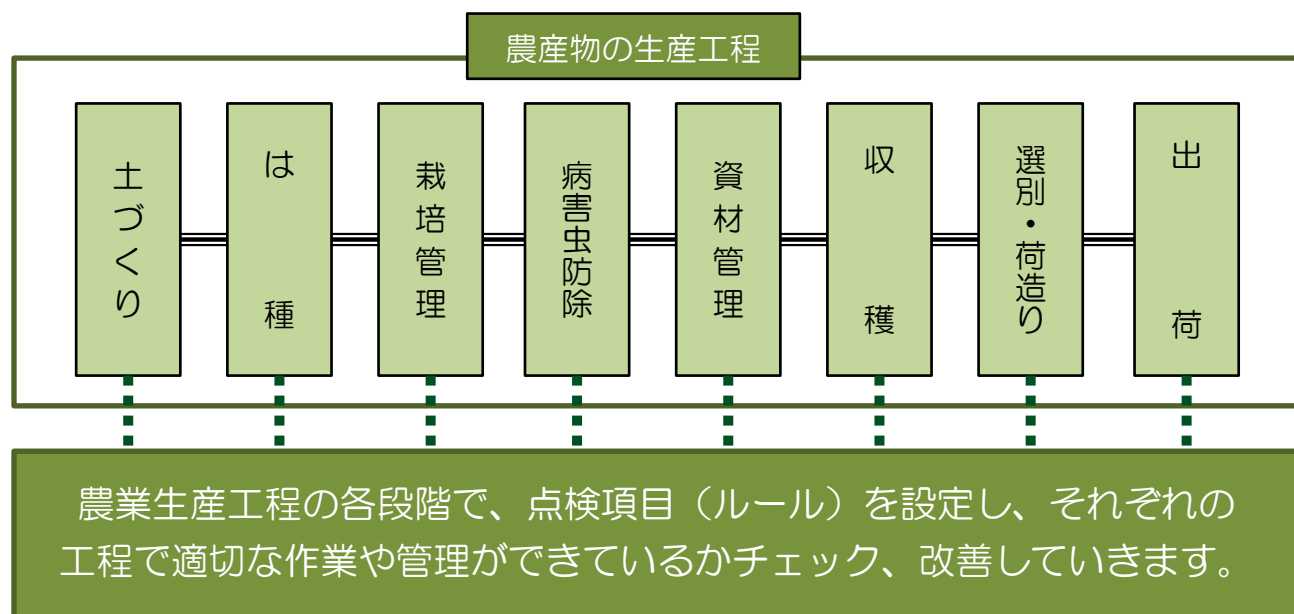
GAPの導入には、次のような効果があります。



こうした生産工程の管理は、安全・安心な農産物の生産、環境負荷を軽減する生産だけでなく、農業者の農作業環境の改善にも役立っています。

「農業生産工程管理（GAP）」とは・・・

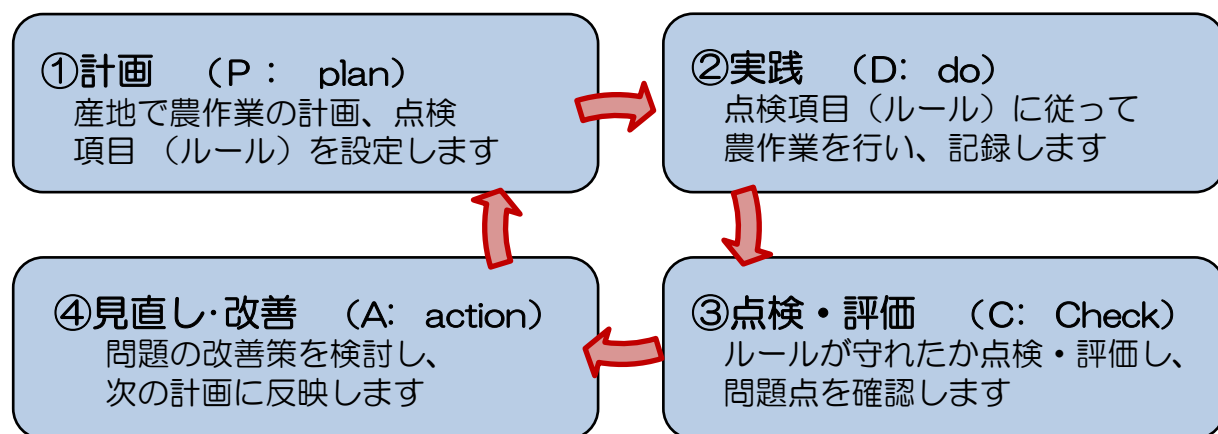
- ・ 農業生産工程管理（GAP）とは
Good Agricultural Practice（よい農業の実践）の略称です。
- ・ 農産物生産の各工程で、作業などの記録、点検、評価を行い、
生産の工程を改善していく取り組みのことです。



やまなしGAPの実践段階では、

- ①自らが定めたルールに沿って（計画）
- ②農作業を行い（実践）
- ③適切に実施されたかを点検し（点検）
- ④問題点を改善をする（改善）

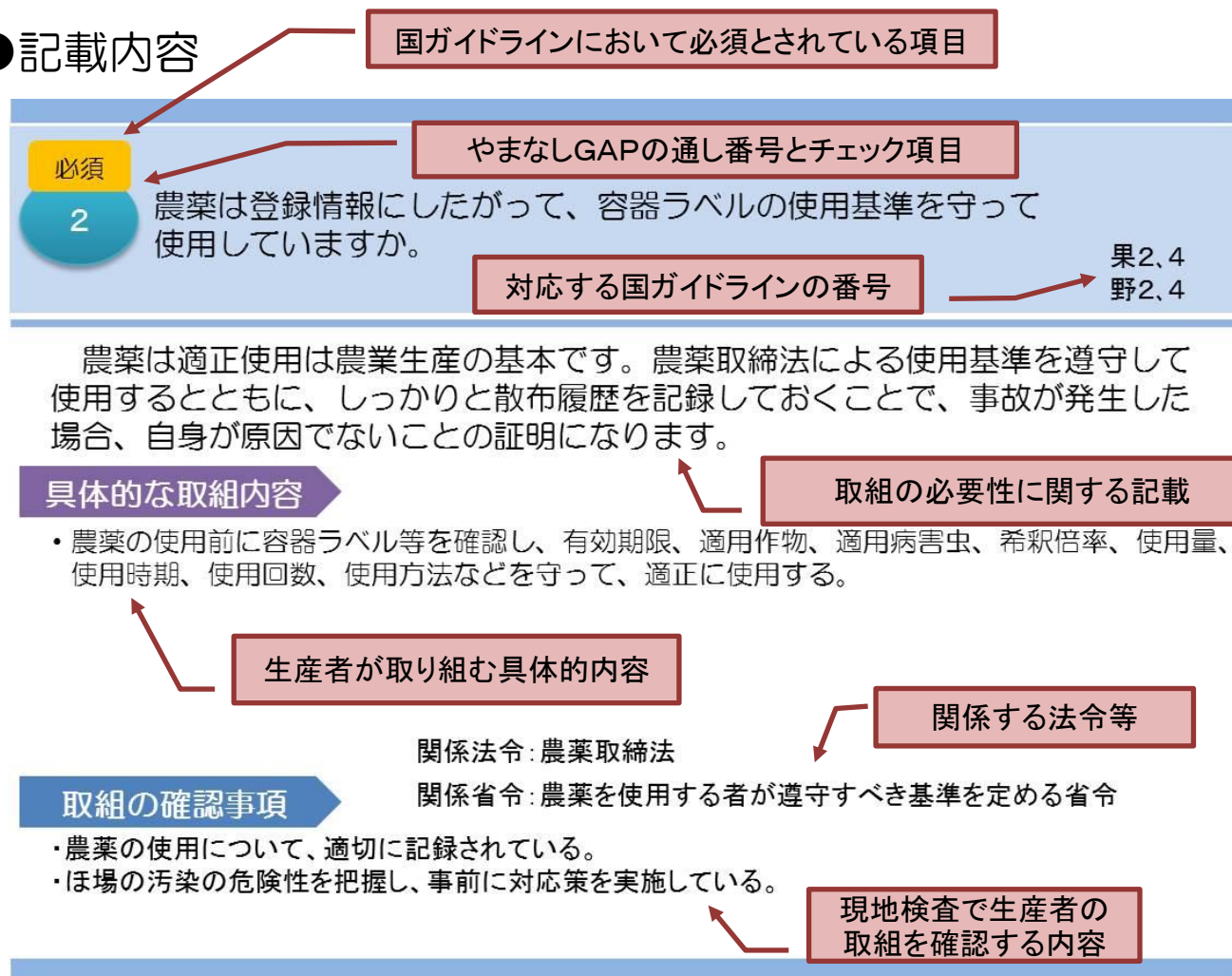
というPDCAサイクルにより、信頼ある産地の維持につなげていきます。



本手引きは、やまなしGAPに取り組む生産者が、
実践すべき農業生産のルール（計画）を解説しています

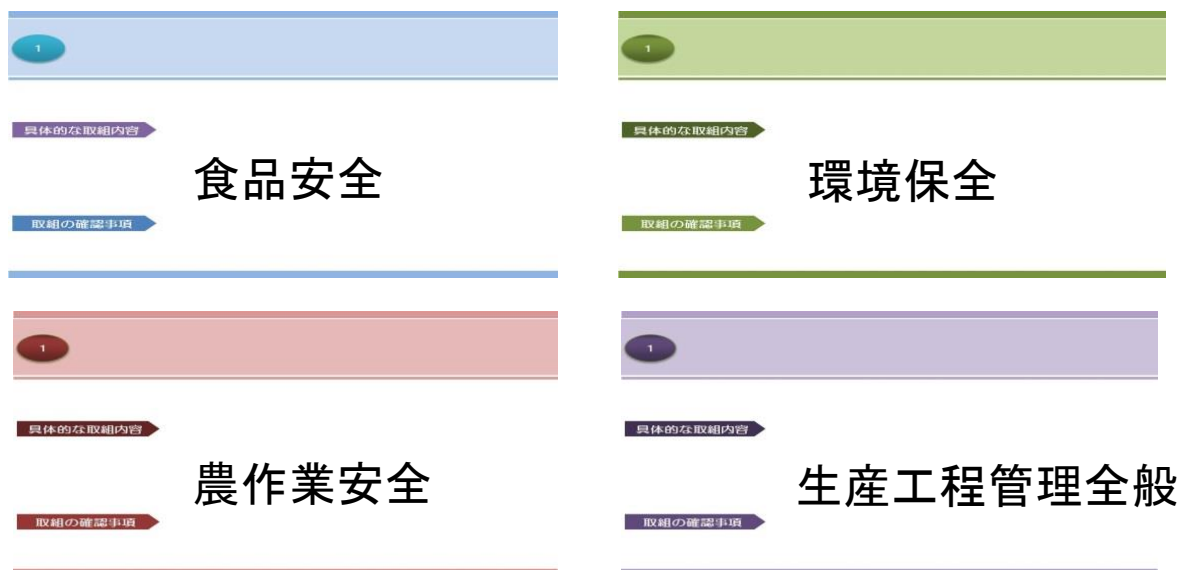
手引きの構成

●記載内容



●取組項目の分類

取組の目的ごとに色分けしています



●上記のほか、生産者団体、一定規模の法人では、出荷団体での取組にもルールを定めています。

やまなしGAP 取組項目(チェックシート)

赤字は国ガイドラインの必須項目を示す

1 食品安全を主な目的とする取り組み

No	チェック項目	
1	ほ場やその周辺を常にきれいに保っていますか。	
2	農薬は登録情報にしたがって、容器ラベルの使用基準を守って使用していますか。	
3	農薬使用の前に散布機械・器具を点検し、十分に洗浄されているか確認していますか。また、使用後はよく洗浄していますか。	
4	対象病害虫に対して適切な農薬を適期に使用していますか、また、隣接ほ場の作目・品種を確認し、飛散の影響を避ける配慮や、散布の際、風向き等に注意し、民家、道路に飛散しないような配慮をしていますか。	
5	栽培や洗浄等に使用する水の安全を確認していますか。	
6	堆肥は適切に製造されたものを使用していますか。	
7	養液栽培では、培養液の汚染に注意していますか。(果樹は非該当)	
8	清潔な服装に心がけ、作業前の手洗いなどの衛生対策を励行していますか。	
9	作業場所の近くにトイレや手洗いの設備がありますか。	
10	農機具、器具類の数や保管場所を把握し、使用後は洗浄・手入れをして、常に清潔に保っていますか。	
11	ハウス等の施設は作業や衛生管理に適した構造として、適切に管理していますか。	
12	出荷調整や貯蔵等に使用する施設は、作業や衛生管理に適した構造になっていますか。	
13	収穫容器、包装資材等は、清潔に保管・使用していますか。また、栽培や洗浄等に使用する水の安全を確認していますか。	
14	収穫物を運搬する車両は常に清潔に保ち、収穫物の汚染・品質低下を防ぐように注意していますか。	
15	収穫、運搬、選別、出荷時に収穫物に異物が混入しないように配慮していますか。	
16	りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の低減対策を実施していますか。(野菜は非該当)	

2 環境保全を主な目的とする取り組み

No	チェック項目	
17	農薬による環境負荷を低減するための取り組みを実施していますか。	
18	土壌診断の結果をもとに、肥料や堆肥等の有機質資材の種類や施肥量を決めていますか。	
19	堆肥や緑肥などの活用により、持続可能な農業の実践に努めるとともに、草生栽培等により土壌浸食への対応を適切に実施していますか。	
20	廃棄物はしっかり分類、保管し、飛散・放出しないように管理していますか。とくに、プラスチックごみなどの廃棄物は、許可のある業者に処分を委託するなど、適切な処分を行っていますか。	
21	作物残さなどの有機資源を堆肥化して圃場に還元するなど、有効に活用していますか。	
22	機械の点検整備、ハウスでは適切な温度管理によって省エネルギーに努めていますか。	
23	特定外来生物(セイヨウオオマルハナバチ)を使用する場合は、適切な飼養管理を行っていますか。	
24	ゴミ置場などに野生の鳥獣が近寄らないように適切に管理していますか。	

3 労働安全を主な目的とする取り組み

No	チェック項目（具体的な取り組み内容）
25	農作業安全チェックシート(注)を利用して、農作業安全に向けた対策を実践していますか。また、農業用機械等を導入する場合、安全性に配慮した機種を選定するとともに、使用前にはマニュアル等で安全作業に必要な注意点を把握していますか。
26	農薬、肥料、燃料などの農業用資材を適切に保管、使用していますか。
27	農作業中の事故に備え、各種保険に加入していますか。

4 農業生産工程管理の全般に係る取り組み

No	チェック項目（具体的な取り組み内容）
28	育成した品種や地域ブランド名、開発技術について、知的財産権の取得等により、保護・活用に努めていますか。
29	登録品種について、種苗の取り扱い条件を理解していますか。
30	ほ場の所有者、地番、面積、栽培作物(履歴)を正しく把握していますか。
31	農薬・肥料の使用に関する記録を適切に行っていますか。
32	農業用資材の購入、施設の管理等に関する記録を適切に保管していますか。
33	出荷伝票・食品検査結果を適切に保存し、情報提供できる状態になっていますか。
34	チェックリストにより、定期的に自己点検を行い、不十分な点について早急に改善を実施していますか。また、点検・改善結果を確認できる記録を適切に保管し、開示できる状態で管理していますか。

※1～4の取り組みは生産者の一人一人が実践すべき項目です。
※生産者団体、一定規模の法人等については、以下の取組の実施が必要です。

5 出荷団体の取り組み

No	チェック項目
35	病害虫の発生状況等に応じた効果的な防除指導を行っているか。
36	気象情報や県の技術対策資料に基づき、気象災害を未然に防ぐための注意喚起を行っているか。
37	GAPの取組について、組織内で内部点検を行っているか。
38	集出荷施設内および選果、梱包ラインは常に衛生を保っているか。
39	出荷資材は清潔に保管しているか。
40	施設内の安全管理を徹底しているか。
41	予冷・保冷の施設を清潔に保つとともに、品質が維持できる適切な温度を維持しているか。
42	選果、梱包に使用する測定機器等が正常な動作をしているか確認しているか。

※出荷団体の取り組みは「山梨県GAP(農業生産工程管理)手法導入基準書」に基づいて実施する。

1 ほ場やその周辺を常にきれいに保っていますか。

果1
野1

農作物の生産場所となるほ場の衛生管理は、農産物のさまざまな汚染リスクを低減させます。また、不要な資材等を片付けておくことで、農作業安全にもつながります。

具体的な取組内容

- ・ほ場やほ場周辺は定期的に片付けや清掃を行い、使わない資材や作物残さなどを放置しない。
- ・大雨などにより雨水（汚水）が進入しないような対策を講じる。
- ・ほ場および隣接地の汚染リスクを事前に把握し、必要な対策を講じる。

（大雨時、リスク発見時）

- ・ほ場やハウス内に雨水（汚水）が流入した場合、速やかに排水する。
- ・ほ場または隣接地に汚染リスクが確認された場合、速やかにリスクを回避する対策を講じる。

取組の確認事項

- ・使わない資材や植物残さなどが放置されていない。
- ・ほ場の汚染の危険性を把握し、事前に対応策をとっている。

2 農薬は登録情報にしたがって、容器ラベルの使用基準を守って使用していますか。

果2、4
野2、4

農薬の適正使用は農業生産の基本です。農薬取締法による使用基準を遵守して使用するとともに、しっかりと散布履歴を記録しておくことで、事故が発生した場合、自身が原因でないことの証明になります。

具体的な取組内容

- ・農薬の使用前に容器ラベル等を確認し、有効期限、適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量、使用時期、使用回数、使用方法などを守って、適正に使用する。

関係法令：農薬取締法

関係省令：農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

取組の確認事項

- ・農薬の使用について、適切に記録されている。
- ・ほ場の汚染の危険性を把握し、事前に対応策を実施している。

農薬使用の前に散布機械・器具を点検し、十分に洗浄されているか確認していますか。また、使用後はよく洗浄していますか。

タンクや散布器具に前回使用した農薬が残っていると、散布時に混入し、登録外の農薬の残留や薬害発生の危険があります。また、日頃からの点検で故障を未然に防止したり、散布ムラのない効率的な防除につながります。

具体的な取組内容

- ・農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- ・農薬の使用後には、薬液タンク、ホース、噴口、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に注意して、洗浄を十分に行う。

取組の確認事項

- ・農薬使用前に、散布に使用する機械・器具の点検を実施している。
- ・農薬散布器具の洗浄を適切に実施している。

対象病害虫に対して適切な農薬を適期に使用していますか。また、隣接ほ場の作目・品種を確認し、飛散の影響を避ける配慮や、散布の際、風向き等に注意し、民家、道路に飛散しないような配慮をしていますか。

防除効果を得るためには、適切な農薬の選択と適期の使用が重要です。また、周辺の農作物に農薬がかからないような配慮や近隣住民と不要なトラブルにならないよう住宅への飛散にも配慮することが大切です。

具体的な取組内容

- ・防除暦、防除基準に従って適切な農薬散布を実施する。
- ・近隣作物や周辺への飛散を防止するため、風向き、散布時間等に注意する。

(突発的な病害虫の発生時)

- ・病害虫の多発等により防除が必要な場合には、指導機関の指示などに従って適切な農薬を選択する。とくに、使用回数や薬剤抵抗性を考慮する。

取組の確認事項

関係省令：農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

- ・ほ場周辺の作物を確認し、必要に応じて周辺の栽培者と連絡を取り合っている。
- ・農薬の飛散防止のため、散布器具や散布時の圧力などに注意して散布している。
- ・周辺に住宅がある場合、飛散防止に配慮している。

かん水や農薬散布、各種の洗浄に使用する水の汚染は、農作物や土壌の汚染原因となるため、使用する水の水源を確認し、汚染リスクがあれば使用を中止します。とくに、農作物に直接かかる水には十分な注意が必要です。

具体的な取組内容

- ・栽培等に使用する水の水源を把握しておく。
- ・水路やバルブ等が汚れていないか、日頃から確認する。

(リスク発見時)

- ・使用する水に汚染リスクの可能性がある場合には、安全性が確認されるまで、水の使用を控える。

取組の確認事項

- ・ほ場や作業場等で使用する水の水源を確認し、必要に応じて汚染リスクを監視している。
- ・水道以外の水を使用している場合、水質を確認している。

家畜ふんを原料とした堆肥は、高温で十分に発酵していないと、微生物汚染の危険性が高まります。購入する場合は適切に製造されたものであるか、確認しておくことが必要です。

具体的な取組内容

- ・堆肥を購入、使用する際は、原料、製造方法、成分を確認する。

(堆肥を製造する場合)

- ・水分調整、切り返しを行い、70℃以上で十分に発酵させる。できあがった堆肥は、原料の家畜ふんや製造途中の堆肥に触れないように管理する。

(注) 山梨県環境保全型農業推進ガイド等を参考に適切に製造する。

取組の確認事項

- ・堆肥を製造する場合、切り返しなどを行い、高温で十分に発酵させている。また、製造途中に家畜ふんなどと接触しないように注意している。
- ・購入した堆肥を使用している場合、その製造方法、成分などを把握し、適切に施用している。

栽培に使用する培養液が微生物や他の物質に汚染されると、甚大な被害になります。常に衛生的な管理に努める。汚染が確認された場合、水源を変えるなど、速やかに水質改善を図る。

具体的な取組内容

- ・水の供給システムは微生物による汚染防止に必要な清掃、保守を実施する。（リスク発見時）
- ・水源、培養液等の汚染が確認された場合には、直ちに改善に向けた対策を実施する

取組の確認事項

- ・定期的に培養液が微生物や化学物質等によって汚染されていないか確認している。
- ・養液を循環利用している場合は、汚染を軽減する対策を実施している。
- ・廃液を未処理のまま用水などに廃棄していない。

清潔な服装に心がけ、作業前の手洗いなどの衛生対策を励行していますか。

生産された農作物は食品であり、収穫・調整・出荷時は、清潔な服装で作業するとともに、作業前、トイレ後の手洗いの徹底など、衛生管理に十分な配慮が必要です。また、感染症が疑われる人は、作業に従事しないようにします。

具体的な取組内容

- ・感染症の疑いがある場合は、農作物に触れるような作業をしない。
- ・身体を清潔に保つため、爪を短く清潔にし、作業前には手洗いを励行する。（手にキズなどがある場合）
- ・傷口は絆創膏等でしっかりと覆い、直接傷口が農作物の可食部に触れないようにする。

取組の確認事項

- ・とくに収穫・調整・出荷作業等に従事する時は、清潔な服装での作業、手洗いなどの衛生管理を実施している。
- ・手にキズなどがある場合、適切に保護して作業を行っている。

トイレや手洗い場をきれいに保つことは衛生管理の基本です。自宅から離れたほ場がある場合、作業時に使用できる施設を確認しておきます。また、設置する場合は、排水などが、ほ場などの汚染の原因にならないような配慮が必要です。

具体的な取組内容

- ・手洗い設備やトイレは常に清潔にしておく。
- ・手洗いやトイレの排水等が、ほ場やハウス内、農業用水路に流入しないようにする。

取組の確認事項

- ・作業場所の近くにトイレや手洗いがある。遠方での作業時に利用できる施設等を確認している。
- ・トイレ、手洗いは常に清掃し、清潔に維持・管理している。
- ・排水がほ場等に流入しない構造となっている

農機具や刃物類（剪定バサミ、手入れバサミ）をほ場や作業場に放置すると怪我や出荷容器への混入の危険性が高まるため、作業後には、数量を確認し適切に保管します。また、食品衛生上、常に洗浄、手入れをして清潔に保ちます。

具体的な取組内容

- ・使用した農機具等は常に洗浄し、清潔に保つ。
- ・汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使う車両は、収穫物の運搬に使う車両と分ける。やむを得ず収穫物を運搬する車両で廃棄物や家畜ふん堆肥などを運搬した場合は、使用後によく洗浄する。
- ・収穫物に直接触れる器具は常に清潔に保ち、必要に応じて使用前後に洗浄する。
- ・収穫物と廃棄物などを入れる容器は区別する。
- ・汚れがとれなくなった容器は廃棄する。

取組の確認事項

- ・農機具や器具類の保管場所が決められており、適切に保管されている。
- ・収穫物を運搬する車両等は清掃し、清潔に維持されている。
- ・手入れバサミなど、農作物に直接触れる器具類は清潔に管理されている。

ハウス等の施設は作業や衛生管理に適した構造として、適切に管理していますか。

果12
野12

ハウス等の施設内に雨水や小動物などが侵入すると、栽培管理や衛生上問題があるため、排水溝による雨水の排除、ネットなどによる侵入防止策が必要です。また、収穫残さなどは放置せず、すみやかにハウス外に持ち出します。

具体的な取組内容

- ・排水溝を設置するなど、雨水が浸入しない構造にするとともに、ネットなどでネズミや鳥などが進入しない対策を講じる。
- ・施設内に収穫物の残さなどを放置しない。

(大雨、破損時の対応)

- ・雨水が浸入した場合には速やかに排水する。
- ・ネットなどが破損した場合、速やかに補修する。

取組の確認事項

- ・排水溝や谷樋の設置など、排水に配慮した構造になっている。
- ・小動物の侵入を防ぐための防護ネットなどが設置されている。
- ・ハウス内に収穫残さや被覆資材、ゴミなどが放置されていない。

出荷調整や貯蔵等に使用する施設は、作業や衛生管理に適した構造になっていますか。

果13
野13

出荷・調整作業を行う場所は、異物混入の危険性が最も高いところです。日頃から清潔に心がけ、ゴミや昆虫などが入らないように注意します。作業場の明るさの確保しておくことも異物を発見しやすくするために重要です。

具体的な取組内容

- ・作業場や保管・冷蔵施設は常に清潔に保つ。
- ・網戸などの設置により、ネズミなどの小動物（ペットを含む）が侵入しない構造とする。
- ・十分な明るさを確保し、収穫物の汚染・異物混入を発見しやすい環境にする。
- ・集出荷作業時に出荷物に昆虫などの異物やホコリが入らないように注意する。
- ・廃棄物は分別し、昆虫や小動物等を引き寄せない場所に保管する。

取組の確認事項

- ・作業場、貯蔵施設が清潔に保たれ、小動物などが侵入しない構造になっている。
- ・作業場所の明るさが十分確保されている。
- ・作業場内に農薬やゴミなど、汚染の可能性があるものが置かれていない。

収穫容器、包装資材等は、清潔に保管・使用していますか。
また、栽培や洗浄等に使用する水の安全を確認していますか。

果14
野14

収穫物に直接触れる収穫容器や包装容器は、購入から使用まで常に清潔に保つように保管します。汚れてしまった包装容器等は使用しないようにします。

具体的な取組内容

- ・包装資材は清潔な場所に保管する。
- ・汚れのある包装容器は使用しない。
- ・保管の際は、シートをかぶせるなどして清潔に保つ。

取組の確認事項

- ・コンテナ等の収穫容器を定期的に洗浄し、保管時はホコリ等がかからないようしている。
- ・包装容器などを清潔な状態で保管している。

収穫物を運搬する車両は常に清潔に保ち、収穫物の汚染・品質低下を防ぐように注意していますか。

果11
野11

収穫物は、農薬や堆肥、燃料、動物など、汚染の危険性のあるものと分けて運搬します。また、車両は使用前に洗浄しておきます。運搬時はシートをかけるなど、ホコリによる汚染や日射による品質低下を防止するようにします。

具体的な取組内容

- ・農産物を運搬する場合は、農薬・肥料・燃料・動物の他、収穫物を汚染する恐れがある物と一緒に運搬しない。
- ・運搬に利用する車は清潔に保ち、定期的に洗浄する。
- ・運搬中は適切な温度管理とする。

取組の確認事項

- ・収穫物を運搬する車両が清潔に保たれている。
- ・運搬の際に汚染リスクを低減するような取組がされている。

収穫、運搬、選別、出荷時に収穫物に異物が混入しないように配慮していますか。

果17
野17

収穫の際には、罹病したり腐敗した農作物が混入しないように注意するとともに、こうした農作物は適切に処分し、汚染の拡大を防ぎます。また、選別、出荷の際に異物が混入しないような対策を講じることも必要です。

具体的な取組内容

- ・罹病したり腐敗により汚染されたもの、あるいは汚染の可能性のある農作物は、分別し適正に処理する。
- ・出荷物に異物・昆虫等が混入しないようにする。

取組の確認事項

- ・罹病果や腐敗果は、汚染が拡大しないように適切に処分している。
- ・作業場、貯蔵施設が清潔に保たれ、異物などが侵入しないように配慮している。
- ・出荷前には、罹病・汚染果、異物が入っていないか、チェックしている。

りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の低減対策を実施していますか。
（野菜は非該当）

果15

リンゴには人体に対して毒性の強いカビ毒（パツリン）が発生する恐れがあります。とくに果実の傷から繁殖するため、傷が付かないように丁寧に取り扱うとともに、傷果は適切に処分することが必要です。

具体的な取組内容

- ・りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の低減対策を実施する

取組の確認事項

- ・果実に土などが付かないように収穫、選別を行っている。
- ・収穫の際には、傷果、腐敗果の選別を徹底している。

農薬による環境負荷を低減するための取り組みを実施していますか。

果18～23
野17～22

耕種的防除と組み合わせた農薬の適正使用は、防除効果を高めるほか、環境負荷の低減に繋がります。周辺環境にも配慮が必要です。

具体的な取組内容

- ・病虫害の特徴や発生状況を理解し、適期防除を徹底する。
 - ・薬剤防除にあたっては、防除暦・防除基準に従い防除の徹底を図る。
 - ・ほ場ごと散布量を把握し薬液が残らないようにする。
 - ・薬剤防除とあわせ、耕種的防除（雨よけ施設の導入、袋・傘かけの実施など）も行う。
 - ・必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効率的な防除を行う（例：抵抗性品種の導入、生物農薬・性フェロモン剤の使用、機械除草、対抗植物の利用など）。
 - ・薬剤散布時は、飛散の少ないノズルの使用や風向き等を考慮した散布方法で周囲の作物・建物等に飛散しないように注意する。
- （土壌くん煙剤を使用する場合）
- ・表示された使用方法を遵守するとともに、揮散して周囲に影響を与えないように配慮する。

取組の確認事項

- ・耕種的防除を組み合わせた適切な病虫害防除が実施されている。
- ・農薬散布の際、飛散防止に向けた取組が実践されている。

土壌診断の結果をもとに、肥料や堆肥等の有機質資材の種類や施肥量を決めていますか。

果24、25
野23、24

土壌診断結果を踏まえた施肥により、過剰な資材の投入を防止し、環境負荷を軽減するだけでなく、必要な肥料成分を適切に補給することができます。また、無用な資材を使用することがなくなり、経営の効率化にもつながります。

具体的な取組内容

- ・定期的な土壌診断結果に基づき、施肥設計を作成した上で、施肥を行う。
- （有機質資材を利用する場合）
- ・家畜ふん堆肥等を購入する場合、原料、製造方法、成分を確認する。

取組の確認事項

- ・土壌診断を実施し、診断結果に基づくとともに、県の施肥基準等を参考に適切な実施している。
- ・有機質資材を使用する際、原料、製造方法を確認するとともに、含有成分量に応じて施用量を決めている。

堆肥や緑肥などの活用により、持続可能な農業の実践に努めるとともに、草生栽培等により土壌浸食への対応を適切に実施していますか。

果26、27
野15、26

堆肥や緑肥の利用は、有機質資源の有効利用のほか、地力を維持する効果もあります。傾斜地やほ場の周辺で土壌の流亡の恐れがある場合は、植生帯の設置や石垣などによる浸食防止に向けた取組も重要になります。

具体的な取組内容

- ・山梨県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等を参考に持続可能な農業生産に努める。

(土壌浸食の恐れがあるほ場)

- ・草生栽培の導入や石垣、植生帯の設置などにより浸食防止に努める。

取組の確認事項

- ・堆肥や緑肥など、有機質資料を有効に活用するように努めている。
- ・土壌浸食を防止する対策を講じている。

必須

20

廃棄物はしっかり分類、保管し、飛散・放出しないように管理していますか。とくに、プラスチックごみなどの廃棄物は、許可のある業者に処分を委託するなど、適切な処分を行っていますか。

果28～29
野27～28

生産過程で発生する廃棄物は法令に基づいて適切に処分します。とくに農薬の空き容器やハウスの被覆資材などは、安全に保管し、定められた方法で適切に処分します。また、せん定枝を焼却する場合は、安全に十分な配慮が必要です。

具体的な取組内容

- ・廃棄物はしっかり分類し、飛散・放出しないように管理する。
- ・農業用廃プラスチックなどはJAによる回収など、許可のある業者に処分を委託する。
- ・やむを得ずせん定枝等を焼却する際は、各自治体のルールに従うとともに、安全に十分配慮する。

取組の確認事項

関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・廃棄する農業用資材が適切に分別、保管され、定められた方法で処分している。
- ・せん定枝の有効利用を図っている。やむを得ず焼却する場合は、消防署への届け出など、安全に配慮して処分している。

作物残さなどの有機資源を堆肥化して圃場に還元するなど、有効に活用していますか。

果30
野29

ほ場内で発生したせん定枝などをチップ化したり、堆肥化するなど、土壌に還元努めることは、環境保全や地力維持の面から有効な取組です。

（ただし、病害虫の発生源となる恐れがある場合は除きます）

具体的な取組内容

- ・ほ場に残すと病害虫等の発生源となる恐れがある場合を除き、せん定枝をチップ化し土壌に還元したり、堆肥化（注）するなどして、有効活用するように努める。

（注）山梨県環境保全型農業推進ガイド等を参考に適切に製造する。

取組の確認事項

- ・せん枝をチップ化したり、堆肥化するなどして有効活用している。
- ・やむを得ず焼却する場合は、消防署への届け出など、安全に配慮して処分している。

機械の点検整備、ハウスでは適切な温度管理によって省エネルギーに努めていますか。

果31
野30

機械類の定期的な点検は、安全の確保とともに、エネルギー効率を高め、燃料費を削減するなど経営的なメリットもあります。ハウス栽培では、基準に従った適切な温度管理や保温性の向上より、省エネルギーに努めることが必要です。

具体的な取組内容

- ・機械の日常点検により、エネルギー効率が低下しないように努める。
- ・ハウス栽培では基準に従った適切な温度管理を行う。

（新たに機械等を導入する場合）

- ・可能な限りエネルギー効率の高い機種を選択する。

取組の確認事項

- ・機械は定期的に点検、メンテナンスを行い、点検・整備の記録を適切に保管している。
- ・ハウス栽培では、加温開始前に暖房機の点検・清掃、ハウス内外の保温対策により、省エネルギーに努めるほか、基準に沿った温度管理を行っている。

特定外来生物（セイヨウオオマルハナバチ）を使用する場合は、適切な飼養管理を行っていますか。

果32
野31

特定外来生物（セイヨウオオマルハナバチ）を飼養するには、許可と定められた飼養管理基準を遵守することが必要です。

具体的な取組内容

- ・特定外来生物（セイヨウオオマルハナバチ）を使用する場合は、法令を遵守し、適切に使用する。
（許可を得ている生産者に限る）

関係法令：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

取組の確認事項

- ・（許可を得て使用している場合）環境省の飼養管理基準を遵守している。
- ・許可なくセイヨウオオマルハナバチを飼養していない。

ゴミ置場などに野生の鳥獣が近寄らないように適切に管理していますか。

果33
野32

収穫残さなどを放置しておく、有害鳥獣を引き寄せる原因となります。自園だけでなく、周辺にも被害が拡大する恐れがあります。また、鳥獣被害が発生している場合には、侵入防止策の設置や鳥獣保護管理法による駆除を行います。

具体的な取組内容

- ・収穫残さの管理の徹底、放任果樹の除去等により鳥獣を引き寄せないようにする。
 - ・市町村の被害防止計画に沿った対策を実施する。
- （有害鳥獣を駆除する場合）
- ・鳥獣保護管理法を遵守する。

取組の確認事項

- ・有害鳥獣を引き寄せるような収穫残さを適切に処分している。
- ・電気柵やワイヤー利用など、鳥獣被害に対する防止策を講じている。
- ・捕獲を行う場合、鳥獣保護管理法を遵守している。

農作業安全チェックシート（注）を利用して、農作業安全に向けた対策を実践していますか。また、農業用機械等を導入する場合、安全性に配慮した機種を選定するとともに、使用前にはマニュアル等で安全作業に必要な注意点を把握していますか。

果34～39
野33～38

農作業中の事故により、毎年多くの方の命が失われています。本人だけでなく家族や従業員も含め、日頃から農作業安全に向けた取組が重要です。また、作業機械の安全点検のほか、安全使用に必要な注意事項を確認しておきます。

具体的な取組内容

・農作業安全チェックシート（注）にもとづいて、以下のような安全作業の取組を行う。

- ①危険作業、危険箇所の把握と安全対策
- ②作業者の年齢、健康への配慮
- ③安全な服装、防護服の着用による作業
- ④機械の点検・整備（農業用機械等を導入する場合）

（注）作業前に、農作業安全チェックシートにもとづいて、農作業安全に向けた確認を行う。

取組の確認事項

- ・農作業安全チェックシートなどを活用し、日頃から事項防止に向けて取り組んでいる。
- ・作業者の年齢や体調等に配慮して作業分担等を行っている。
- ・作業に合わせて服装や防護服・器具により安全確保に努めている。

（注）農作業安全チェックシートの例

農作業安全チェックシート

**今、私たちにできる事故防止
「作業前、少しのゆとりで安全チェック!!」**

家族と一緒に、安全項目を確認することも重要です

まずは家族で確認を

- ☐ 家族で安全な農作業について日頃から話合っている
- ☐ 一人に負担が集中しないよう役割分担をしている
- ☐ 家族の体力や体調に応じた作業分担を考慮している
- ☐ 畑や農道の危険箇所の情報を家族で共有している
- ☐ 作業場所や作業内容をお互いに伝え合っている

**危険箇所を把握して
事故防止対策の実施を**

- ☐ 畑への移動で通行する農道などの危険な場所を把握している
- ☐ 畑の凹凸、畦の崩落などを常に確認し、すぐに補修している
- ☐ 畑の境界、接触しそうな枝や支柱に目印を付けている

農業用機械の使用の前に

- ☐ 日頃からブレーキや安全装置の点検と動作確認をしている
- ☐ 燃料給油時や点検、補修時には必ずエンジンを停止している
- ☐ 機械を始動・運転する際は周囲の安全を確認している

チェック○してみましょ

畑に出かける前に

- ☐ 十分に睡眠や休息をとって疲れを残さないようにしている
- ☐ ゆとりある作業に心がけ、無理な計画にならないようにしている
- ☐ 機械に巻き込まれないよう作業に適した服装をしている
- ☐ 緊急時の連絡に備えて携帯電話を持っている

畑で作業を始める前に

- ☐ 作業を行う周囲に人がいないか安全確認を行っている
- ☐ 周辺の人が危険にさらされないよう作業前に声をかけている
- ☐ 高所など危険を伴う作業は必ず複数人で行っている

**農作業は、
焦らず、急がず、慎重に！**

機械操作、作業上の注意点は裏面で確認

機械操作、作業上の留意点

農作業事故は、農業用機械の使用、高所作業中に多く発生しています。機械操作の注意に加え、日頃から、ほ場の環境整備も心がけましょう！

管理機（耕耘機）

後進する時はハンドルが持ち上がりやすく、転倒や背後の木や支柱と挟まれる事故が多くなっています。

- 後進時は、回転を下げ、ハンドルをしっかりと押さえ、周囲や後方の状況に注意する。
- 衝突や挟まれる恐れがあるので、支柱、誘引ワイヤーなどとは、余裕のある距離を保つ。
- けん引時に、急旋回すると転倒する恐れがあるので、速度を下げ、緩やかなハンドル操作を行う。

刈り払い機

- 安全靴、保護メガネなどを着用する。
- 刈刃のひび割れ等を点検し、異常がある場合には交換する。
- 刈刃は確実に固定する。
- 飛散物保護カバーを装着する。
- 刈り草の巻き付き、詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止する。

トラクター・農薬散布車

- 走行中にスピードを出しすぎない。
- 畦などへの乗り上げ、脱輪による転倒、路肩からの転落に注意する。
- 走行時は左右のブレーキを連結する。
- アタッチメントの下での作業では、油圧をロックし、エンジンを停止する。

高所作業台

- 凹凸や傾斜の場所では、転倒の恐れがあるので使用しない。
- 作業台を上げたまま走行しない。
- 昇降時、移動時には、枝や支柱等との接触、挟まれ事故に注意する。

脚立での作業

- 安定した場所に設置し、必ず開脚防止チェーンを掛けて使用する。
- 作業を安定した体勢で行うため、こまめに移動し、絶対に無理な体勢で作業しない。

農薬、肥料、燃料などの農業用資材を適切に保管、使用していますか。

果40
野39

農業資材は事故や盗難防止の観点から適切な保管が必要です。とくに劇物や燃料等は、法令により保管方法が定められています。また、在庫表により不要な在庫を減らすことで経営の効率化につながります。

具体的な取組内容

- ・農薬はカギのかかる保管庫に保管する。
- ・毒劇物に指定されている農薬については、農薬の飛散、漏出を防止する対策を行うとともに、容器、貯蔵庫に表示する。
- ・農薬及び肥料の在庫表による管理を行う。
- ・燃料や引火性のある資材を保管する場合は、消防法の定めにより適切な管理を行う。

取組の確認事項

関係法令：毒物及び劇物取締法

- ・農薬は鍵のかかる保管庫に保管するとともに、劇物などは保管場所に表示を行っている。
- ・燃料は、法令に従って適正に保管している。

農作業中の事故に備え、各種保険に加入していますか。

果41
野40

事故に備えた各種保険に加入することは、万が一の事態の際に、自分の経営や家族、従業員を守る上で重要です。経営規模によっては、労災保険の加入義務がありますので注意が必要です。

具体的な取組内容

- ・事故に備えた保険等についての知識を持ち、必要な備えをしている。

取組の確認事項

関係法令：労働者災害補償保険法

- ・事故等に備え、保険等に加入している。
- ・(従業員がいる場合、加入義務に応じて)労災保険に加入している。

育成した品種や地域ブランド名、開発技術について、知的財産権の取得等により、保護・活用に努めていますか。

果42
野41

自身の育成品種や産地ブランド名は、知的財産として品種登録や商標登録により、権利を保護することが必要です。反対に、他産地のブランド名などを使用する場合は、権利を侵害していないか確認します。

具体的な取組内容

- ・品種や技術が知的財産であることを認識し、自ら（または産地が）開発した品種や技術、ブランドの権利の保護・活用を図る一方、他者の権利を侵害してはいけないことを理解している。

取組の確認事項

- ・（自身が育成した品種等がある場合）品種登録などにより、権利を適切に保護、活用している。
- ・他者が使用している商品名などを使用する場合は、登録商標であるか確認し、権利を侵害していないか確認している。

必須

登録品種について、種苗の取り扱い条件を理解していますか。

果43
野42

種苗法に基づいて品登録された種苗（苗木など）については、自己の栽培目的以外の増殖・譲渡（無償の場合も含む）はできません。苗木などを譲り受ける場合には、権利を侵害していないか確認が必要です。

具体的な取組内容

- ・登録品種を譲渡などの目的で増殖しない。
- ・権利関係が未確認な種苗の譲渡を受けない。

取組の確認事項

関係法令：種苗法

- ・登録品種は、自己の栽培目的以外で増殖・譲渡できないことを理解し、権利を適切に保護している。
- ・他人から苗木等を譲り受ける場合、他者の権利を侵害する品種でないことを確認している。

ほ場の所有者、地番、面積、栽培作物（履歴）を正しく把握していますか。

果44
野43

ほ場（農地）は経営の基盤となるものです。地番や面積、栽培歴のほか、借地では所有者や契約条件などを整理しも記録しておき、将来の経営規模等を考える基礎的な情報として活用します。

具体的な取組内容

- ・ほ場ごとに現在の栽培作物（品種）を記録しておく。
- ・ほ場ごとに過去の利用状況、栽培品種を把握し、適切な管理の参考とする。

取組の確認事項

- ・ほ場毎に作付場所や面積が確認できるほ場マップを作成している。
- ・ほ場毎の作付品目や品種、作付規模や作付時期を記録している。
- ・過去の栽培履歴を記録している。

農薬・肥料の使用に関する記録を適切に行っていますか。

果45、46
野44、45

農薬や肥料の購入や使用を記録し、在庫確認等を行うことで、余分な在庫や期限切れなどによる無駄をなくすることができます。とくに農薬の汚染事故等の際には、自身が原因でないことの証明になります。

具体的な取組内容

- ・防除日誌を活用した防除記録を作成し保存しておく。
- ・防除日誌の記帳内容は、散布日、使用場所、作物名、薬剤名（剤型まで）、希釈倍率、散布量、洗浄記録などとする。
- ・肥料の購入や使用に関する内容を記録・保存しておく。

取組の確認事項

- ・防除日誌などにより、農薬の散布履歴を記帳している。
- ・農薬、肥料の在庫管理台帳により、在庫を適正に管理している。

種苗や農業用資材の購入を記録しておくことで、不要な在庫を減らすことができます。また、施設等の点検等の記録は、不具合が生じた場合にスムーズに対応する上で有効になります。

具体的な取組内容

- ・資材等の購入記録をもとに、不要な在庫がないように管理する。
- ・施設等の衛生管理、保守点検に関する記録を保存しておく。

取組の確認事項

- ・種苗や農業用資材の購入記録を適切に保管している。
- ・衛生管理や保守点検記録を適切に保管している。

必須

出荷伝票・食品検査結果を適切に保存し、情報提供できる状態になっていますか。

出荷に関する記録を保存しておきます。とくに個人出荷している場合、万が一の事故に備え、自らの責任で保管し、取引先に開示できるように整理しておくこと重要です。

具体的な取組内容

- ・出荷伝票など、出荷に関する伝票類を整理し、最低1年間（できる限り3年間）保管する。

取組の確認事項

- ・出荷伝票を整理・保存している。

チェックリストにより、定期的に自己点検を行い、不十分な点について早急に改善を実施していますか。また、点検・改善結果を確認できる記録を適切に保管し、開示できる状態で管理していますか。

チェックリストを利用し自己点検することで、問題点の把握や早期改善が可能になります。また、団体に属している場合は、団体の内部点検により、自らが気づけなかった改善点を知ることができます。

具体的な取組内容

- ・年1回以上自己点検を行うとともに、出荷団体の内部管理者による点検を実施する。
(点検で見つかった問題への対応)
- ・自己点検で、出荷団体の内部点検で問題が見つかった場合、早急に必要な対策を講じる。

取組の確認事項

- ・チェックリストを利用した自己点検を実施し、問題点の改善に取り組んでいる。
- ・(団体に属する場合)取組団体の内部管理者による点検を受け、問題点の指摘に対し、必要な改善に取り組んでいる。

○以上の取組は生産者の一人一人が実践すべき項目です。

○生産者団体、一定規模の法人等は、生産団体としての取組項目を定めています。

〔生産団体の取り組みについては「山梨県GAP（農業生産行程管理）手法導入基準書」に基づいて実施する。〕

山梨県環境保全型農業推進ガイド(平成20年3月) 抜粋 Ⅱ 環境保全型農業を目指した先進的な技術

取組項目6

2 有機性資源の利用 (3)たい肥化技術

(3)たい肥化技術

ア たい肥化の目的

有機物施用は肥料成分の補給、土壌の物理性・微生物性の改良等の良い影響をもたらす。新鮮有機物や未熟たい肥を施用すると土壌微生物による有機物の分解が急激に進み、根圏土壌の酸素不足やアンモニアガスが発生する。また、炭素率の高い有機物では土壌中の窒素が逆に有機物中に取り込まれるため窒素飢餓となり、作物生育が妨げられる。

したがって、有機物の分解を予め進めて品質を安定化し、施用に際しての害を少なくするためにたい肥化が行われる。その他、有機物中に含まれるフェノール物質等有害な成分を分解したり発酵熱により、雑草種子を死滅させるなどの効果もある。

イ たい肥化のポイント

たい肥化には多種多様な微生物が関与しており、うまくたい肥化するためには、多くの微生物が働きやすい環境を次に挙げる項目に注意して整備する。

(ア)資材の炭素率

30～40がよい。窒素が少ないと分解が進みにくく、多いと過剰窒素が放出され無駄となる。窒素不足の時は石灰窒素や家畜ふん尿を、窒素過多の時はオガクズやわら類を添加する。

(イ)水 分

60%程度がよい。多いと嫌氣的になりやすい。水分が多い場合はオガクズやわら類を、少ない場合は水や家畜ふん尿を添加して調整する。

(ウ)孔げき量(すき間)

2.0～2.5L/kgがよい。孔げき量が多いと熱が逃げやすくまた通気が良いため嫌気性菌の活性が低下し、少ないと好気性菌の活性が低下する。孔げき量が多い場合は踏み込みを行い、少ない場合は他の資材を混合したり、ふんわりと積み込む。

(エ)切返し

酸素補給、過熱防止、均一な発酵のためときどき切返しを行う。切返しの時期が早すぎると温度が低下して、高温性菌の活性が低下する。反対に切返しが遅れ、70℃が1週間以上続くと、「焼けた」状態になり品質が低下する。

山梨県環境保全型農業推進ガイド(平成20年3月) 抜粋 Ⅱ 環境保全型農業を目指した先進的な技術

取組項目21

2 有機性資源の利用 (3)たい肥化技術 ウ 各種有機物資源のたい肥化技術

(カ)果樹剪定枝

せん定枝は園内で生産され、簡単に入手できる有機物である。ブドウ、モモの成園のせん定枝量は10aあたり250～350kg(容積約1000L)である。山梨県全体では年間25千トンのせん定枝が発生する。未利用有機物の有効活用や焼却による大気汚染防止の観点から堆肥として果樹園にリサイクルし有効利用する。

堆肥化に際しては、まずせん定枝を専用粉砕機で長さ2～3cm程度に細かく粉砕する。その後、C/N率が30程度になるように窒素分を補給する。窒素源は鶏ふんを使用し、粉砕したせん定枝300kg当たり30～40kg、太枝の多い場合は50kgの鶏ふんを加える。また、場合に応じてオガクズやわら類を添加してもよい。堆肥化開始時に水分は60%、孔隙量は2.0～2.5L/kgとなるように調整する。

乾燥すると堆肥化は停止するので定期的にかん水する。2～3ヶ月おきに合計3回切返しを行なうと、酸素が入り分解が進み5～8ヶ月で堆肥化は終了する(表18)。堆肥化中はカブトムシやコガネムシの幼虫が入り込みやすいのでビニールで表面を覆う。

持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針(平成20年4月)

第2 持続性の高い農業生産方式について

1 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」で定める技術(一部抜粋)

取組項目17～19

1 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則」で定める技術

(1)たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高いもの。

ア)たい肥等有機質資材施用技術

土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌に性質について調査を行い、その結果に基づき、たい肥その他の有機質資材であって炭素窒素比がおおむね十から百五十の範囲にあるものを農地に施用する技術をいう。

イ)緑肥作物利用技術

土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術をいう。

(2)肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いもの。

ア)局所施肥技術

肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術をいう。

イ)肥効調節型肥料施用技術

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第二条第二項に規定する普通肥料(以下「普通肥料」という。)のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の一種以上が原料として配合されるもの又は土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術をいう。

ウ)有機質肥料施用技術

有機質(動植物質のものに限る。)を原料として使用する普通肥料を施用する技術をいう。

(3)有害動植物の防除に関する技術にあつて、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いもの。

ア)機械除草技術

有害植物を機械的方法により駆除する技術をいう。

イ)除草用動物利用技術

有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いを行う技術をいう。

ウ)生物農薬利用技術

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第一条の二第二項の天敵であつて、同法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けたものを利用する技術をいう。

エ)対抗植物利用技術

土壌中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。

オ)被覆栽培技術

農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。

カ)フェロモン剤利用技術

農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であつて、農薬取締法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けたものを使用する技術をいう。

キ)マルチ栽培技術

土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術をいう。

ク)温湯種子消毒技術

種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術をいう。

ケ) 抵抗性品種栽培・台木利用技術

有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。

コ) 熱利用土壌消毒技術

土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいい、具体的には、太陽熱土壌消毒技術、熱水土壌消毒技術及び蒸気土壌消毒技術である。

サ) 光利用技術

有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいい、具体的には、シルバーフィルム等の反射資材、粘着資材、非散布型農薬含有テープ、黄色灯及び紫外線除去フィルムを利用する技術である。

シ) 土壌還元消毒技術

土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいい、具体的には、畑において有機物を施用するとともに、土壌中の水分を十分高めた上で、資材により被覆した状態を継続する技術である。

持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針(平成20年4月)
第3 持続性の高い農業生産方式の一覧表(野菜、果樹のみ抜粋)

生産技術 作物名	土づくり		化学肥料低減技術			化学農薬低減技術										光利用技術	土壌還元消毒技術
	たい肥等有機質資材施用技術	緑肥作物利用技術	局所施用技術	肥効調節型肥料施用技術	有機質肥料施用技術	機械除草技術	除草用動物利用技術	生物農薬利用技術	対抗植物利用技術	被覆栽培技術	フェロモン利用技術	マルチ栽培技術	温湯種子消毒技術	抵抗性品種栽培・台木利用技術	熱利用土壌消毒技術		
野菜	トマト	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○
	きゅうり	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○	○	○	○
	なす	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		
	かぼちゃ	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		○	
	ズッキーニ	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○		○	
	スイートコーン	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○	
	いちご(施設)	○	○	○	○	○	○			○		○			○		○
	ニガウリ	○	○	○	○	○		○	○			○				○	
	キャベツ	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○			
	はくさい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
	ほうれんそう	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
	こまつな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	野沢菜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	冬菜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	みずな※1	○	○	○	○	○	○	○		○		○					
	ねぎ	○	○	○	○	○	○	○			○						
	たまねぎ	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○			
	レタス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
	カリフラワー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
果樹	ブロッコリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	アスパラガス	○		○	○	○	○			○		○					
	だいこん	○	○	○	○	○	○		○	○		○		○			
	にんじん	○	○	○	○	○	○		○			○					
	ごぼう	○	○	○	○	○	○		○	○							
	さといも	○	○	○	○	○	○					○					
	やまのいも※2	○	○	○	○	○	○					○				○	
	ばれいしょ	○	○	○	○	○	○					○					
	さやいんげん	○	○	○	○	○	○		○	○		○					
	さやえんどう	○	○	○	○	○	○		○	○		○				○	
	ぶどう	○	○	○		○	○	○			○	○					
	もも	○	○	○		○	○				○	○	○			○	
	すもも	○	○	○		○	○				○	○	○			○	
	おうとう	○	○	○		○	○	○			○	○	○				
	りんご	○	○	○		○	○	○			○	○	○			○	
	なし	○	○	○		○	○				○	○	○			○	
	かき	○	○	○		○	○	○				○					
	キウイフルーツ	○	○	○		○	○					○					
	うめ	○	○	○		○	○	○				○					
	ゆず	○	○	○		○	○					○					

※1「みずな」は、京菜、京水菜等を含む。
※2「やまのいも」は、やまといも、ながいも、いちょういも等を含む。

今、私たちにできる事故防止

「作業前、少しのゆとりで安全チェック!!」

家族と一緒に、安全項目を確認することも重要です

まずは家族で確認を

- ☐ 家族で安全な農作業について
日頃から話し合っている
- ☐ 一人に負担が集中しないよう
役割分担をしている
- ☐ 家族の体力や体調に応じた
作業分担を考慮している
- ☐ 畑や農道の危険箇所の情報を
家族で共有している
- ☐ 作業場所や作業内容を
お互いに伝え合っている

チェック[○]していきましょう

畑に出かける前に

- ☐ 十分に睡眠や休息をとって
疲れを残さないようにしている
- ☐ ゆとりある作業に心がけ、
無理な計画にならないようにしている
- ☐ 機械に巻き込まれないよう
作業に適した服装をしている
- ☐ 緊急時の連絡に備えて
携帯電話を持っている

危険箇所を把握して 事故防止対策の実施を

- ☐ 畑への移動で通行する農道などの
危険な場所を把握している
- ☐ 畑の凹凸、畦の崩落などを
常に確認し、すぐに補修している
- ☐ 畑の境界、接触しそうな枝や支柱に
目印を付けている

畑で作業を始める前に

- ☐ 作業を行う周囲に人がいないか
安全確認を行っている
- ☐ 周辺の人が危険にさらされないよう
作業前に声かけをしている
- ☐ 高所など危険を伴う作業は
必ず複数人で行っている

農業用機械の使用前に

- ☐ 日頃からブレーキや安全装置の
点検と動作確認をしている
- ☐ 燃料給油時や点検、補修時には
必ずエンジンを停止している
- ☐ 機械を始動・運転する際は
周囲の安全を確認している

農作業は、
焦らず、急がず、慎重に！

機械操作、作業上の注意点は裏面で確認



機械操作、作業上の留意点

農作業事故は、農業用機械の使用、高所作業中に多く発生しています。
機械操作の注意に加え、日頃から、
ほ場の環境整備も心がけましょう！

管理機(耕耘機)

後進する時はハンドルが持ち上がり
やすく、転倒や背後の木や支柱と挟ま
れる事故が多くなっています。

○後進時は、回転を下げ、ハンドルを
しっかりと押さえ、周囲や後方の状
況に注意する。

○衝突や挟まれる恐れがあるので、
支柱、誘引ワイヤーなどとは、余裕
のある距離を保つ。

○けん引時に、急旋回すると転倒する
恐れがあるので、速度を下げ、緩や
かなハンドル操作を行う。

刈り払い機

○安全靴、保護メガネなどを着用する。

○刈刃のひび割れ等を点検し、
異常がある場合には交換する。

○刈刃は確実に固定する。

○飛散物保護カバーを装着する。

○刈り草の巻き付き、詰まりを取り除
くときは、必ずエンジンを停止する。

トラクター・農薬散布車

○走行中にスピードを出しすぎない。

○畦などへの乗り上げ、脱輪による
転倒、路肩からの転落に注意する。

○走行時は左右のブレーキを連結する。

○アタッチメントの下作業では、
油圧をロックし、エンジンを停止する。

高所作業台

○凹凸や傾斜の場所では、転倒の恐
れがあるので使用しない。

○作業台を上げたまま走行しない。

○昇降時、移動時には、枝や支柱等
との接触、挟まれ事故に注意する。

脚立での作業

○安定した場所に設置し、必ず開脚
防止チェーンを掛けて使用する。

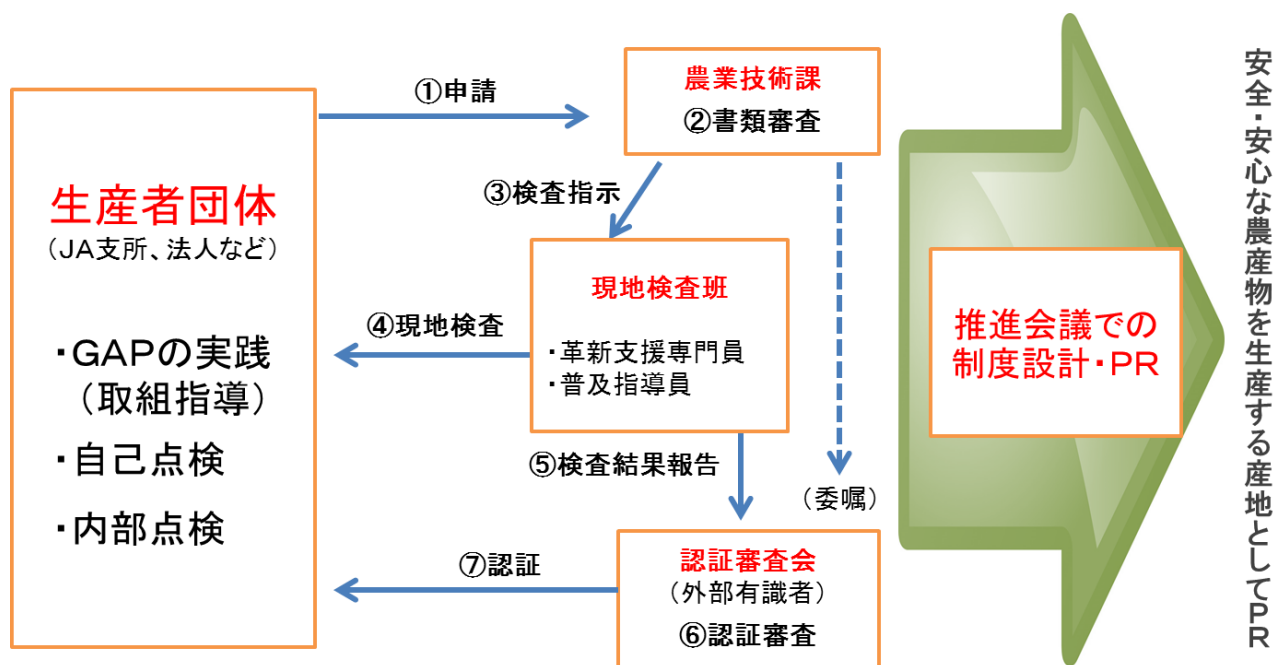
○作業を安定した体勢で行うため、こ
まめに移動し、絶対に無理な体勢で
作業しない。

やまなしGAPの推進

やまなしGAPを実践する生産者や生産団体の取組を認証する「やまなしGAP認証制度」により認証を受けることで、産地の信頼の向上が図られるとともに、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会組織委員会の食料調達基準を満たすことができます。

認証を受けようとする産地は、山梨県GAP(農業生産工程管理)認証実施要綱などに基づいて申請を行い、実際の取り組み状況についての現地検査を経て、審査会で認証されます。

第三者認証の仕組み



生産団体として認証を受けるには、団体の構成員が、本手引きの取組を実践するとともに、その取組状況について、自己点検や内部点検を実施し、実践できなかった項目について改善していく必要があります。

やまなしGAPの認証手続き等については、県HPをご覧ください。
<http://www.pref.yamanashi.jp/nougyo-gjt/gap/gap.html>

やまなしGAPの推進

県では、やまなしGAP推進会議を設置し、GAPの導入推進を図るとともに、やまなしGAPに認証された生産者や生産団体を流通・小売り事業者や消費者に幅広くPRしていきます。

関連情報

やまなしGAPの取組項目の基礎となる。農林水産省の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」では、それぞれの取組項目について、根拠法令や省令、指針なども含め詳しく解説していますので、参考にして下さい。

農林水産省HP

農業生産工程管理(GAP)に関する情報

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/>

農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/guideline/index.html>

やまなしGAP～導入の手引き～ 果樹・野菜編

平成29年7月版

山梨県

やまなしGAP及び手引きの内容に関する問い合わせ先
山梨県農政部農業技術課 055-223-1616(直)